

# 船舶事故調査報告書

平成21年10月15日  
 運輸安全委員会（海事専門部会）議決  
 委員 横山 鐵 男（部会長）  
 委員 山本 哲 也  
 委員 根本 美 奈

事故種類	衝突
発生日時	平成20年6月19日 12時55分ごろ
発生場所	千葉県銚子市東方沖 犬吠埼灯台から真方位078° 17.5海里（M）付近（概位 北緯35° 45.1′ 東経141° 13.2′）
事故調査の経過	平成20年10月1日、本事故の調査を横浜地方海難審判理事所から引き継ぎ、調査を担当する主管調査官（横浜事務所）ほか1人の地方事故調査官を指名した。 原因関係者から意見聴取を行った。
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等 L×B×D、船質 機関、出力、進水等	A 漁船 第三十八 <sup>りゅうおう</sup> 龍王丸、19トン WK2-3680（漁船登録番号）、有限会社黒潮水産 16.50m(Lr)×3.89m×1.63m、FRP ディーゼル機関、330kW（漁船法馬力数）、不詳 B 漁船 第三 <sup>かまき</sup> 釜喜丸、14.79トン IG2-2276（漁船登録番号）、個人所有 15.54m(Lr)×3.70m×1.16m、FRP ディーゼル機関、589kW（漁船法馬力数）、昭和55年8月1日
乗組員等に関する情報	A 船長A 男性 50歳 一級小型船舶操縦士・特殊小型船舶操縦士・特定 免許登録日 平成14年1月24日 免許証交付日 平成19年1月18日 （平成22年1月23日まで有効） 甲板員A 男性 50歳 B 船長B 男性 61歳 一級小型船舶操縦士・特殊小型船舶操縦士・特定 免許登録日 昭和49年8月30日 免許証交付日 平成16年8月23日 （平成21年10月30日まで有効）
死傷者等	なし
損傷	A 船首部に擦過傷 B 右舷中央部外板に亀裂及び右舷側の主機排気管が倒壊したほかトロール用ウインチを損傷
事故の経過	A船は、平成20年6月19日10時00分ごろ、船長A及び甲板員Aほか4人が乗り組み、まぐろ延縄漁を行う目的で、千葉県銚子漁港を出港した。 A船は、甲板員Aが単独の航海当直について漁場に向けて航行中、B船と衝突した。その後、海上保安庁への通報を行い、B船に同行して銚子漁港に

	<p>入港した。</p> <p>B船は、平成20年6月19日04時00分ごろ、船長Bほか3人が乗り組み、小型機船底引き網漁を行う目的で、茨城県波崎漁港を出港し、銚子漁港東方沖の漁場に到着したのち、トロールにより漁ろうをしていることを示す法定の形象物を掲げて操業を開始し、11時40分ごろ当日3回目のえい網作業を始めた。</p> <p>船長Bは、単独で航海当直につき、約2.5ノット(kn)の対地速力で、概ね南東方に向かってえい網作業中、右舷船尾方2～3MのところにはぼB船と同じ方向に向けて航行するA船を初認したが、漁ろうに従事しているB船を避けてくれるものと思い、同作業を続けた。</p> <p>船長Bは、その後接近するA船に対して汽笛を吹鳴した。</p> <p>A船及びB船は、12時55分ごろ、北緯35°45.1′東経141°13.2′付近で、A船の船首とB船の右舷中央部とが衝突した。</p> <p>船長Bは、GPSプロッターで位置を確認して海上保安庁に通報した。</p> <p>B船は、海上保安庁のヘリコプターで来援した特殊救難隊隊員が潜水調査して航行の安全を確認したのち、A船及び僚船等に同行されて銚子漁港に自力で入港した。</p>								
<p>気象・海象</p>	<p>気象：天候 晴れ、風向 南西、風速 約10m/s、視界 良好  海象：流向 北東、流速 2.5kn程度</p>								
<p>分析</p>	<table border="0"> <tr> <td style="vertical-align: top;">乗組員等の関与</td> <td>A船 不明、B船 あり</td> </tr> <tr> <td style="vertical-align: top;">船体・機関等の関与</td> <td>A船 不明、B船 なし</td> </tr> <tr> <td style="vertical-align: top;">気象・海象の関与</td> <td>なし</td> </tr> <tr> <td style="vertical-align: top;">判明した事項の解析</td> <td> <p>A船は、B船の右舷船尾方から接近したものと考えられる。</p> <p>B船は、トロールにより漁ろうをしていることを示す法定の形象物を掲げ、約2.5knの対地速力で、概ね南東方に向かってえい網作業を行っていたものと考えられる。</p> <p>A船は、甲板員Aが単独で船橋当直についていたが、B船と衝突するに至った経緯を明らかにすることができなかった。</p> <p>B船は、A船が避けてくれるものと判断し、A船に対する適切な見張りを行っていなかった可能性があると考えられる。</p> <p>衝突の原因は、明らかにすることができなかった。</p> </td> </tr> </table>	乗組員等の関与	A船 不明、B船 あり	船体・機関等の関与	A船 不明、B船 なし	気象・海象の関与	なし	判明した事項の解析	<p>A船は、B船の右舷船尾方から接近したものと考えられる。</p> <p>B船は、トロールにより漁ろうをしていることを示す法定の形象物を掲げ、約2.5knの対地速力で、概ね南東方に向かってえい網作業を行っていたものと考えられる。</p> <p>A船は、甲板員Aが単独で船橋当直についていたが、B船と衝突するに至った経緯を明らかにすることができなかった。</p> <p>B船は、A船が避けてくれるものと判断し、A船に対する適切な見張りを行っていなかった可能性があると考えられる。</p> <p>衝突の原因は、明らかにすることができなかった。</p>
乗組員等の関与	A船 不明、B船 あり								
船体・機関等の関与	A船 不明、B船 なし								
気象・海象の関与	なし								
判明した事項の解析	<p>A船は、B船の右舷船尾方から接近したものと考えられる。</p> <p>B船は、トロールにより漁ろうをしていることを示す法定の形象物を掲げ、約2.5knの対地速力で、概ね南東方に向かってえい網作業を行っていたものと考えられる。</p> <p>A船は、甲板員Aが単独で船橋当直についていたが、B船と衝突するに至った経緯を明らかにすることができなかった。</p> <p>B船は、A船が避けてくれるものと判断し、A船に対する適切な見張りを行っていなかった可能性があると考えられる。</p> <p>衝突の原因は、明らかにすることができなかった。</p>								
<p>原因</p>	<p>本事故は、千葉県銚子漁港東方沖において、A船は漁場に向けて航行中、B船は底引き網による漁ろうに従事中、両船が衝突したことにより発生したものと考えられる。</p>								